

# トルコにおける画像意匠の保護制度

Destek Patent, INC.

DESTEK PATENT は 1983 年に設立され、トルコの知的財産（IP）の管理と保護に関して優れた評価を得てきており、知的財産の保護のすべての分野、特に、工業所有権法、不正競争、著作権、ライセンス、税関での押収、調停、合併および買収、会社法に関して、トルコ内外の多くの主要企業、中小企業、大学、研究機関のクライアントに対して助言と法定代理を提供している。

## 【概要】

トルコでは、知的財産法にしたがって、線、形状、色彩、材料、表面のテクスチャなど、製品または製品上の装飾品の全部または一部の外観が意匠と定義される。この定義によれば、アイコン、パターン、ロゴ、グラフィカル・ユーザー・インターフェース、コンピュータおよび携帯電話のスクリーンショット、ウェブ・ページのデザインは意匠出願の対象となりうる。

## 【詳細】

画像意匠は、知的財産法において通常の意匠の一つの形態として保護されており、画像意匠のみに関する特段の規定はない。そこで、以下に画像意匠の保護と関係すると思われる 2 次元の意匠に関する保護について説明する。

(1) 知的財産法（法律第 6769 号）第 55 条(1)によると「意匠とは、製品の全体または一部の外観であって、製品自体またはその装飾の線、輪郭、色彩、形状、素材またはテクスチャの特徴から生じるものをいう」とされる。

換言すれば、意匠は 2 次元または 3 次元製品の全体または一部の外観であるとされる。意匠の定義による表面のテクスチャは木材や大理石などの表面外観における製品の違いに関連する。

意匠の定義でカバーされないものはほとんどないが、匂い、音、味など、写実的に表現されないもの、および製品の外観に関連していないもの、製品の機能は意匠の定義に該当しない。さらに、標準的なモノクロ表示による文字の列は意匠

とはみなされない。しかし、文字列に方式要素や異なる文字が含まれている場合、ロゴまたは図形は記号またはパターンとして保護される可能性がある。

(2) 知的財産法第 55 条(2)において、「製品とは、工業または手工業による物品を意味し、複合製品に組み立てることを目的とする部品、包装、一緒に知覚される 2 以上の物体の表現、図形的表象および活字書体のような製品を含むが、コンピュータ・プログラムを除く」とされる。

製品は意匠が応用されるあらゆる物品を含むように広範に定義される。

(3) 以下に 2 次元の製品の意匠の例を示す。

・図形記号（アイコン、ロゴなど）（図 1、2）



図 1.図形記号

図 2.ロゴ

(4) 上記(3)に記載されるものに加え、絵画、写真、彫刻、ポスター、漫画の文字、建築構造、地図、ウェブページ等の作品は知的・芸術的作品に関する法律（法律第 5846 号）の枠の中で保護され、また、意匠保護による恩恵も受ける可能性がある。工業的または手工業的手法によらない物品は、製品の定義に述べられるように、意匠の保護による恩恵を受けることができない。

(5) 各製品はロカルノ分類によって分類される。場合によっては複数の分類に含まれることもある。例えば、包装容器の模様に関する意匠の場合、包装容器（分類 09-01）に容器の外観・表面模様（分類 32-00）が付随してもよい。

グラフィカル・ユーザー・インターフェース、コンピュータと携帯電話のスクリーンショット、デスクトップ・アイコン、およびウェブページの画面は分類 14-04 が参照される。

装飾と模様は、トルコ知的財産庁（TPTO）によれば、意匠が応用される製品によらず、分類 32-00 に区分され、保護はすべての分類に及ぶ。

(6) トルコ知的財産法第 61 条(7)によれば「複数の意匠の登録請求は、追加出願手数料が納付されることを条件として、複合出願としてなすことができる。複合出願においては、装飾を除き、意匠が使用および適用される各製品は、同一の分類に属するものとする」とされる。

例えば、調理器具（分類 07-02）とナイフ（分類 07-03）は、小分類（サブクラス）は異なるが分類（クラス）は同じであり、同一の出願により複合出願とすることができる。さらに、装飾と模様は同一の分類 32-00 に属し、同一の出願で対応することができる。

意匠出願が模様（例えば包装容器の模様）に関連し、製品全体の命名（例えば包装容器）がなされる場合、出願は「製品（模様）」の形式で命名され、ロカルノ分類 32-00 に分類される。

(7) 模様やロゴなどの 2 次元製品の意匠出願では、正面図のみが表示される（図 3、4）。

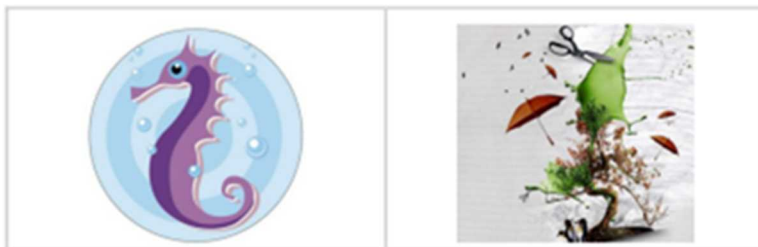


図 3. 模様

図 4. 模様

(8) 意匠の一部が拡大された拡大図は付加的な視野の説明として扱われる。拡大図は意匠を把握する助けとなる。付加的な表現<sup>1</sup>としての拡大図は意匠の保護の範囲に影響しない。拡大された部分は、提供されるほかの視野にも表示されなければならない。

出願の視覚的な表現に2次元製品の反復表面模様が含まれている場合、最初の視野には表面模様の全体が表示され、部分視野には他の反復的な詳細が表示される(図5)。これは、模様が無限に続くことを示すことを目的としている。



図5. 模様

出願人は、意匠の視覚的特徴を完全に反映し、説明するために必要な数の視野を提供すべきである。場合によっては一視野で十分なこともある。保護の範囲は提供された視野表現に限られるので、提供されなかった視野に関する権利は主張できない。意匠が応用される製品の正面、背面、平面、側面部分を含む斜視図を提供することが望ましい。視野表現の順序は1.1、1.2、1.3である。製品の一般的な印象は意匠登録により保護されるため、製品の一般的な視野を1.1として表示する斜視図を提供し、他の視野を順に含めることが適切である。1.1は、視野内の意匠が登録要求で1位である最初の像であることを意味する。1.2は、第1の実施形態の第2の像であることを意味する。正面図に加え、様々な位置・代替図、簡便図、詳細・拡大図、部分図、断面図、分解図、および使用中の図を意匠登録の付加的な視野表現として提供してもよい。

<sup>1</sup> 「追加の視覚的な表現は、登録の対象となる意匠の整合性をよりよく理解するために、同一の意匠の異なる側面から取得した視野である」(知的財産規則第50条(6))

(9) 次の意匠出願（図6）「雛菊、音楽の肖像、水平線」は、既存の意匠（図7）と同様の特徴を示し、わずかな違い（こぼれた雛菊の花びら、楽譜）は新規性の基準を満たさないとして拒絶された。



図6.模様（拒絶された出願） 図7.模様（既存の意匠）

(10) グラフィカル・ユーザー・インターフェース、コンピュータおよび携帯電話のスクリーンショット、デスクトップ・アイコン、ウェブページ意匠出願は、ロカルノ分類 14-04 にしたがって行われるものとするが、分類 32-00（図8、9）にしたがうものではない。



図8.スマート・ボイラー画面 図9.ウェブサイト画面

#### 【ソース】

- ・トルコ知的財産法（法律第 6769 号）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/turkey-sangyou.pdf>

- ・意匠審査ガイド「Tasarım İnceleme Kılavuzu」（Design Review Examination Guide）

<https://www.turkpatent.gov.tr/TURKPATENT/commonContent/TAbout>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)